

[資料 1]

令和元年度 第 1 回

生駒市地域防災計画修正
(案)

新旧対照表

頁 行 目 等	修 正 前	修 正 後（案）	修 正 理 由																																				
P 3 5 第 2 部 災害予防計画 第 2 章 行政の防災体制の整備 第 9 節 廃棄物処理体制の整備	第 9 節 廃棄物処理体制の整備 <table><tr><td>現状</td><td>市内には、清掃センター（所在地：俵口町 2116-91）があり、1 日 110 トンのごみを焼却できる炉を 2 基備えている。また、し尿および浄化槽汚泥を 1 日 80 キロリットル処理できるエコパーク 21（所在地：北田原町 2476-8）がある。</td></tr><tr><td>課題</td><td>地震被害想定では、最悪のシナリオで 1 万棟を超える建物被害が予想されており、市の現有施設では速やかな廃棄物処理業務が困難になるおそれがある。</td></tr><tr><td>基本方針</td><td>災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、平常業務と並行して、環境省の災害廃棄物対策指針にしたがい、災害廃棄物処理計画等を策定し、廃棄物処理業務の万全を期す。</td></tr></table> <table><tr><td>1</td><td>収集車両の整備及び点検</td><td>市民部</td></tr></table> 市は、廃棄物及びし尿の運搬車両について、災害時に市が要請すれば直ちに出勤できるよう、平時から車両を整備し、点検しておくよう、委託業者・許可業者等に協力依頼する。 <table><tr><td>2</td><td>廃棄物及びし尿の処理施設等の整備</td><td>市民部</td></tr></table> 市は、所管する処理施設等が災害により円滑な稼働を損なわれることがないよう、平時から施設設備の点検整備と施設保護に努める。 また、非常時の緊急停止後の軽微な故障の対応や、速やかなプラント再稼動について運転管理を受託している業者に備えさせる。さらに、プラント損傷時に速やかな復旧を実施するため、プラントを設計施工したメーカーから協力が得られる体制を構築することに努める。 さらに、平時から仮置き場等中間処理ができる候補地の確保に努める。 <table><tr><td>3</td><td>災害時の相互応援協力体制の確立整備等</td><td>市民部</td></tr></table> 市は、一般廃棄物収集運搬（し尿を含む）の委託業者・許可業者に対して、緊急時における人員、車両等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努めるとともに、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定」に基づき、支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力する。 <table><tr><td>4</td><td>仮設トイレの確保</td><td>総務部、市民部</td></tr></table> 市は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄に努めるとともに、仮設トイレなどを取扱うリース業者との協定の締結等、その調達が迅速かつ円滑に行えるよう体制を整備する。	現状	市内には、清掃センター（所在地：俵口町 2116-91）があり、1 日 110 トンのごみを焼却できる炉を 2 基備えている。また、し尿および浄化槽汚泥を 1 日 80 キロリットル処理できるエコパーク 21（所在地：北田原町 2476-8）がある。	課題	地震被害想定では、最悪のシナリオで 1 万棟を超える建物被害が予想されており、市の現有施設では速やかな廃棄物処理業務が困難になるおそれがある。	基本方針	災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、平常業務と並行して、環境省の災害廃棄物対策指針にしたがい、災害廃棄物処理計画等を策定し、廃棄物処理業務の万全を期す。	1	収集車両の整備及び点検	市民部	2	廃棄物及びし尿の処理施設等の整備	市民部	3	災害時の相互応援協力体制の確立整備等	市民部	4	仮設トイレの確保	総務部、市民部	第 9 節 廃棄物処理体制の整備 <table><tr><td>現状</td><td>市内には、清掃センター（所在地：俵口町 2116-91）があり、1 日 110 トンのごみを焼却できる炉を 2 基備えている。また、し尿および浄化槽汚泥を 1 日 80 キロリットル処理できるエコパーク 21（所在地：北田原町 2476-8）がある。</td></tr><tr><td>課題</td><td>地震被害想定では、最悪のシナリオで 1 万棟を超える建物被害が予想されており、市の現有施設では速やかな廃棄物処理業務が困難になるおそれがある。</td></tr><tr><td>基本方針</td><td>災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、平常業務と並行して、環境省の災害廃棄物対策指針にしたがい、災害廃棄物処理計画等を策定し、廃棄物処理業務の万全を期す。</td></tr></table> → 関連計画集Ⅷ 生駒市災害廃棄物処理計画 <table><tr><td>1</td><td>収集車両の整備及び点検</td><td>市民部</td></tr></table> 市は、廃棄物及びし尿の運搬車両について、災害時に市が要請すれば直ちに出勤できるよう、平時から車両を整備し、点検しておくよう、委託業者・許可業者等に協力依頼する。 <table><tr><td>2</td><td>廃棄物及びし尿の処理施設等の整備</td><td>市民部</td></tr></table> 市は、所管する処理施設等が災害により円滑な稼働を損なわれることがないよう、平時から施設設備の点検整備と施設保護に努める。 また、非常時の緊急停止後の軽微な故障の対応や、速やかなプラント再稼動について運転管理を受託している業者に備えさせる。さらに、プラント損傷時に速やかな復旧を実施するため、プラントを設計施工したメーカーから協力が得られる体制を構築することに努める。 さらに、平時から仮置き場等中間処理ができる候補地の確保に努める。 <table><tr><td>3</td><td>災害時の相互応援協力体制の確立整備等</td><td>市民部</td></tr></table> 市は、一般廃棄物収集運搬（し尿を含む）の委託業者・許可業者に対して、緊急時における人員、車両等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努めるとともに、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定」に基づき、支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力する。 <table><tr><td>4</td><td>仮設トイレの確保</td><td>総務部、市民部</td></tr></table> 市は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄に努めるとともに、仮設トイレなどを取扱うリース業者との協定の締結等、その調達が迅速かつ円滑に行えるよう体制を整備する。	現状	市内には、清掃センター（所在地：俵口町 2116-91）があり、1 日 110 トンのごみを焼却できる炉を 2 基備えている。また、し尿および浄化槽汚泥を 1 日 80 キロリットル処理できるエコパーク 21（所在地：北田原町 2476-8）がある。	課題	地震被害想定では、最悪のシナリオで 1 万棟を超える建物被害が予想されており、市の現有施設では速やかな廃棄物処理業務が困難になるおそれがある。	基本方針	災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、平常業務と並行して、環境省の災害廃棄物対策指針にしたがい、災害廃棄物処理計画等を策定し、廃棄物処理業務の万全を期す。	1	収集車両の整備及び点検	市民部	2	廃棄物及びし尿の処理施設等の整備	市民部	3	災害時の相互応援協力体制の確立整備等	市民部	4	仮設トイレの確保	総務部、市民部	計画の策定
現状	市内には、清掃センター（所在地：俵口町 2116-91）があり、1 日 110 トンのごみを焼却できる炉を 2 基備えている。また、し尿および浄化槽汚泥を 1 日 80 キロリットル処理できるエコパーク 21（所在地：北田原町 2476-8）がある。																																						
課題	地震被害想定では、最悪のシナリオで 1 万棟を超える建物被害が予想されており、市の現有施設では速やかな廃棄物処理業務が困難になるおそれがある。																																						
基本方針	災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、平常業務と並行して、環境省の災害廃棄物対策指針にしたがい、災害廃棄物処理計画等を策定し、廃棄物処理業務の万全を期す。																																						
1	収集車両の整備及び点検	市民部																																					
2	廃棄物及びし尿の処理施設等の整備	市民部																																					
3	災害時の相互応援協力体制の確立整備等	市民部																																					
4	仮設トイレの確保	総務部、市民部																																					
現状	市内には、清掃センター（所在地：俵口町 2116-91）があり、1 日 110 トンのごみを焼却できる炉を 2 基備えている。また、し尿および浄化槽汚泥を 1 日 80 キロリットル処理できるエコパーク 21（所在地：北田原町 2476-8）がある。																																						
課題	地震被害想定では、最悪のシナリオで 1 万棟を超える建物被害が予想されており、市の現有施設では速やかな廃棄物処理業務が困難になるおそれがある。																																						
基本方針	災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、平常業務と並行して、環境省の災害廃棄物対策指針にしたがい、災害廃棄物処理計画等を策定し、廃棄物処理業務の万全を期す。																																						
1	収集車両の整備及び点検	市民部																																					
2	廃棄物及びし尿の処理施設等の整備	市民部																																					
3	災害時の相互応援協力体制の確立整備等	市民部																																					
4	仮設トイレの確保	総務部、市民部																																					

頁行目等	修正前										修正後（案）										修正理由																		
P 5 0	■動員表																				南海トラフ地震臨時情報の追加 項目増加のため1項を2項に分割																		
動員区分		1号警戒配備	2号警戒配備	警戒本部 (0号配備)	警戒本部 (1号配備)	警戒本部 (2号配備)	1号動員	2号動員	3号動員	動員区分		1号動員	2号動員	3号動員	大規模災害に対応する																								
目的		小規模災害に対応する	複数の小規模災害に対応する	早期避難に対応する	早期避難及び小規模災害に対応する	避難及び複数の小規模災害に対応する	中規模災害に対応する	複数の中規模災害に対応する	大規模災害に対応する	目的		中規模災害に対応する	複数の中規模災害に対応する	大規模災害に対応する	大規模災害に対応する																								
体制	風水害	台風			災害警戒本部体制			災害対策本部体制		体制	風水害			災害対策本部体制			災害対策本部体制																						
		その他	警戒体制																																				
	地震	地震			原子力災害警戒本部体制		災害警戒本部体制				地震																												
		原子力災害																																					
		事故等																																					
配備基準		□市に気象警報が発表されたとき □河川水位が氾濫注意水位を超えたとき		□河川水位が避難判断水位を超えたとき		□台風の接近等により避難勧告等が必要となる状況になることが予想され、日没あるいは風雨が強まる前に、予め「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するとき □原子力災害が発生し、広域避難者の受入れを必要とするとき		□台風の接近等により避難勧告等が発令している状況で、1号警戒配備の配備基準に該当する事象が発生したとき □1号警戒配備中に、予め「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するとき		□「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するとき □北和又は中和の市町村に土砂災害警戒情報が発表されたとき □市に震度5弱の揺れがあったとき		□市に土砂災害警戒情報が発表されたとき □市に特別警戒情報が発表されたとき □市に記録的短時間大雨情報が発表されたとき □市に震度5強の揺れがあったとき □市内で中規模の災害が発生したとき		□市内で大規模災害が発生したとき □市に震度6弱以上の揺れがあったとき		□市に土砂災害警戒情報が発表されたとき □市に特別警戒情報が発表されたとき □市に記録的短時間大雨情報が発表されたとき □市に震度5弱の揺れがあったとき □市内で中規模の災害が発生したとき		□市内で大規模災害が発生したとき □市に震度6弱以上の揺れがあったとき																					
		□その他危機管理監が配備の必要を認めたとき																		□その他市長が配備の必要を認めたとき																			
本部		危機管理監	危機管理監	副市長	副市長	副市長	市長、副市長	市長、副市長	市長、副市長	警戒本部 (2号配備)		警戒本部 (1号配備)	警戒本部 (0号配備)	警戒本部 (1号配備)	警戒本部 (2号配備)	避難及び複数の小規模災害に対応する																							
本部事務局	市長公室	1人（広報広聴課）	広報広聴課、人事課、議会事務局各1人	公室長、次長、広報広聴課3人＋人事2人（人事・議会事務局）			1/4程度の職員			災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制																				
	総務部	防災安全課長＋防災安全課2人＋3人	危機管理監、防災安全課長＋防災安全課2人＋総務課（情報）1人＋4人	部長、危機管理監、次長、防災安全課長＋防災安全課2人＋総務課2人＋4人																																			
救護衛生部	地域活力創生部	1人（農林課）	農林課2人※1	－	農林課1人	部長、次長 農林課2人	1/4程度の職員			災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制																				
	市民部	1人	2人	2人	2人	部長、次長＋2人																																	
医療福祉部	福祉健康部	1人	2人	部長、次長（1人）＋高齢施策課2人			1/4程度の職員			災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制																				
	建設部	管理職1コ班 一般職1コ班	管理職1コ班 一般職2コ班	－	部長、次長 管理職1コ班 一般職1コ班	部長、次長 管理職1コ班 一般職2コ班																																	
土木部	都市整備部	1人	4人	－	1人	部長、次長、＋4人	1/2程度の職員			災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制																				
	水道部	上下水道部	2人	2人	－	2人																																	
教育部	教育振興部	1人	教育総務課1人＋1人	部長、次長、教育総務課1人＋1人＋避難所担当	教育長、部長、次長、教育総務課1人＋1人＋避難所担当		1/2程度の職員			災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制																				
	生涯学習部	1人	生涯学習課1人＋1人	部長、次長、生涯学習課1人＋1人＋避難所担当																																			
	（市民部）※2	－	－	－	（3人）																																		
消防部		消防本部	当務ほか必要人員				交代制勤務 1/3を除く職員			災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制	災害警戒本部体制																				
避難所自動参集職員		－	－	－	－	－	あらかじめ指定された職員 震度5強以上の地震の場合は自動参集																																
		災害対策本部は当初1号～3号動員で職員を動員するが、災害応急対策の進捗や災害の規模等に応じて適宜動員・組織編成を縮小することができる。 ※1: 自治会等の役員交代時期に当たる5～6月の間は、市民活動推進課1名を増員（自治会への連絡準備のため） ※2: 指定緊急避難場所・指定避難所以外の施設に避難者がある場合																																					

頁 行 目 等	修 正 前	修 正 後（案）	修 正 理 由																																																																																																																																										
P 5 4	第 2 節 地震災害配備体制 地震が発生し、又は発生により被害が発生するおそれがあるときには、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、震度階級等の区分に応じた必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。	第 2 節 地震災害配備体制 地震が発生し、又は発生により被害が発生するおそれがあるときには、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、震度階級等の区分に応じた必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。	南海トラフ地震臨時情報の追加																																																																																																																																										
第 3 部																																																																																																																																													
災害 応 急 対 策																																																																																																																																													
計 画																																																																																																																																													
第 1 章																																																																																																																																													
災害 対 応 の 体 制	【各項の業務実施時期の目安】 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="6">業務実施時期の目安</th></tr><tr><th>発災後～ 3 時間</th><th>3 時間～ 24 時間</th><th>24 時間 ～3 日</th><th>3 日～ 7 日</th><th>7 日～ 1 か月</th><th>1 か月～</th></tr><tr><td>1 職員の配備・動員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 緊急初動体制</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>7 救護所の開設・運営・閉鎖</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="7">(参照) マニュアル編 第 1 章第 2 節 地震災害配備体制 マニュアル編 第 3 章第 3 節 医療・救護活動 資料集 3-1-2 災害対策本部編成表 資料集 3-2-7 震度階級表 資料集 3-1-3 緊急初動体制 資料集 4-2-1 段階別収集情報項目 資料集 3-2-6 奈良県内の震度観測地点 関連計画集 避難所運営マニュアル</td></tr></table>		業務実施時期の目安						発災後～ 3 時間	3 時間～ 24 時間	24 時間 ～3 日	3 日～ 7 日	7 日～ 1 か月	1 か月～	1 職員の配備・動員							2 緊急初動体制							3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖							4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖							5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖							6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖							7 救護所の開設・運営・閉鎖							(参照) マニュアル編 第 1 章第 2 節 地震災害配備体制 マニュアル編 第 3 章第 3 節 医療・救護活動 資料集 3-1-2 災害対策本部編成表 資料集 3-2-7 震度階級表 資料集 3-1-3 緊急初動体制 資料集 4-2-1 段階別収集情報項目 資料集 3-2-6 奈良県内の震度観測地点 関連計画集 避難所運営マニュアル							【各項の業務実施時期の目安】 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="6">業務実施時期の目安</th></tr><tr><th>発災後～ 3 時間</th><th>3 時間～ 24 時間</th><th>24 時間 ～3 日</th><th>3 日～ 7 日</th><th>7 日～ 1 か月</th><th>1 か月～</th></tr><tr><td>1 職員の配備・動員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 緊急初動体制</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>7 救護所の開設・運営・閉鎖</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="7">(参照) マニュアル編 第 1 章第 2 節 地震災害配備体制 マニュアル編 第 3 章第 3 節 医療・救護活動 資料集 3-1-2 災害対策本部編成表 資料集 3-2-7 震度階級表 資料集 3-1-3 緊急初動体制 資料集 4-2-1 段階別収集情報項目 資料集 3-2-6 奈良県内の震度観測地点 関連計画集 避難所運営マニュアル</td></tr></table>		業務実施時期の目安						発災後～ 3 時間	3 時間～ 24 時間	24 時間 ～3 日	3 日～ 7 日	7 日～ 1 か月	1 か月～	1 職員の配備・動員							2 緊急初動体制							3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖							4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖							5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖							6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖							7 救護所の開設・運営・閉鎖							(参照) マニュアル編 第 1 章第 2 節 地震災害配備体制 マニュアル編 第 3 章第 3 節 医療・救護活動 資料集 3-1-2 災害対策本部編成表 資料集 3-2-7 震度階級表 資料集 3-1-3 緊急初動体制 資料集 4-2-1 段階別収集情報項目 資料集 3-2-6 奈良県内の震度観測地点 関連計画集 避難所運営マニュアル							
	業務実施時期の目安																																																																																																																																												
	発災後～ 3 時間	3 時間～ 24 時間	24 時間 ～3 日	3 日～ 7 日	7 日～ 1 か月	1 か月～																																																																																																																																							
1 職員の配備・動員																																																																																																																																													
2 緊急初動体制																																																																																																																																													
3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖																																																																																																																																													
4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖																																																																																																																																													
5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖																																																																																																																																													
6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖																																																																																																																																													
7 救護所の開設・運営・閉鎖																																																																																																																																													
(参照) マニュアル編 第 1 章第 2 節 地震災害配備体制 マニュアル編 第 3 章第 3 節 医療・救護活動 資料集 3-1-2 災害対策本部編成表 資料集 3-2-7 震度階級表 資料集 3-1-3 緊急初動体制 資料集 4-2-1 段階別収集情報項目 資料集 3-2-6 奈良県内の震度観測地点 関連計画集 避難所運営マニュアル																																																																																																																																													
	業務実施時期の目安																																																																																																																																												
	発災後～ 3 時間	3 時間～ 24 時間	24 時間 ～3 日	3 日～ 7 日	7 日～ 1 か月	1 か月～																																																																																																																																							
1 職員の配備・動員																																																																																																																																													
2 緊急初動体制																																																																																																																																													
3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖																																																																																																																																													
4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖																																																																																																																																													
5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖																																																																																																																																													
6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖																																																																																																																																													
7 救護所の開設・運営・閉鎖																																																																																																																																													
(参照) マニュアル編 第 1 章第 2 節 地震災害配備体制 マニュアル編 第 3 章第 3 節 医療・救護活動 資料集 3-1-2 災害対策本部編成表 資料集 3-2-7 震度階級表 資料集 3-1-3 緊急初動体制 資料集 4-2-1 段階別収集情報項目 資料集 3-2-6 奈良県内の震度観測地点 関連計画集 避難所運営マニュアル																																																																																																																																													
地震 災 害 配 備 体 制	1 職員の配備・動員 <table><tr><td>担当部</td><td>本部事務局ほか各部</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>動員表（50 頁）の基準に基づき、動員を行い、震度階級に応じて自動的に配備につく。</td></tr><tr><td>主な連携先</td><td>－</td></tr></table> 2 緊急初動体制 <table><tr><td>担当部</td><td>本部事務局ほか各部</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>勤務時間外に、市域で震度 5 弱以上の揺れが観測されたとき、地震災害対策消防本部、緊急初動部からなる緊急初動体制を編成し、情報収集等の緊急初動活動を行う。 なお、緊急初動体制は、市長が不要と認めたとき、又は災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置したときなどに解除する。</td></tr><tr><td>主な連携先</td><td>奈良県</td></tr></table> 3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖 <table><tr><td>担当部</td><td>本部事務局ほか各部</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>市域で震度 5 弱の揺れが観測されたとき、副市長は、災害警戒本部を設置する。 災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に警戒本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、危険がなくなったと副市長が認めたときは警戒本部を閉鎖するとともに、被害や避難者の状況に応じて適宜の体制に移行し、段階的に縮小・解除する。市長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。</td></tr><tr><td>主な連携先</td><td>消防団（災害対策）、奈良県</td></tr></table>	担当部	本部事務局ほか各部	実施内容	動員表（50 頁）の基準に基づき、動員を行い、震度階級に応じて自動的に配備につく。	主な連携先	－	担当部	本部事務局ほか各部	実施内容	勤務時間外に、市域で震度 5 弱以上の揺れが観測されたとき、地震災害対策消防本部、緊急初動部からなる緊急初動体制を編成し、情報収集等の緊急初動活動を行う。 なお、緊急初動体制は、市長が不要と認めたとき、又は災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置したときなどに解除する。	主な連携先	奈良県	担当部	本部事務局ほか各部	実施内容	市域で震度 5 弱の揺れが観測されたとき、副市長は、災害警戒本部を設置する。 災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に警戒本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、危険がなくなったと副市長が認めたときは警戒本部を閉鎖するとともに、被害や避難者の状況に応じて適宜の体制に移行し、段階的に縮小・解除する。市長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。	主な連携先	消防団（災害対策）、奈良県	1 職員の配備・動員 <table><tr><td>担当部</td><td>本部事務局ほか各部</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>動員表（50 頁）の基準に基づき、動員を行い、震度階級に応じて自動的に配備につく。</td></tr><tr><td>主な連携先</td><td>－</td></tr></table> 2 緊急初動体制 <table><tr><td>担当部</td><td>本部事務局ほか各部</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>勤務時間外に、市域で震度 5 弱以上の揺れが観測されたとき、地震災害対策消防本部、緊急初動部からなる緊急初動体制を編成し、情報収集等の緊急初動活動を行う。 なお、緊急初動体制は、市長が不要と認めたとき、又は災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置したときなどに解除する。</td></tr><tr><td>主な連携先</td><td>奈良県</td></tr></table> 3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖 <table><tr><td>担当部</td><td>本部事務局ほか各部</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>市域で震度 5 弱の揺れが観測されたとき、または、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき、副市長は、災害警戒本部を設置する。 災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に警戒本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、危険がなくなったと副市長が認めたときは警戒本部を閉鎖するとともに、被害や避難者の状況に応じて適宜の体制に移行し、段階的に縮小・解除する。市長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。</td></tr><tr><td>主な連携先</td><td>消防団（災害対策）、奈良県</td></tr></table>	担当部	本部事務局ほか各部	実施内容	動員表（50 頁）の基準に基づき、動員を行い、震度階級に応じて自動的に配備につく。	主な連携先	－	担当部	本部事務局ほか各部	実施内容	勤務時間外に、市域で震度 5 弱以上の揺れが観測されたとき、地震災害対策消防本部、緊急初動部からなる緊急初動体制を編成し、情報収集等の緊急初動活動を行う。 なお、緊急初動体制は、市長が不要と認めたとき、又は災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置したときなどに解除する。	主な連携先	奈良県	担当部	本部事務局ほか各部	実施内容	市域で震度 5 弱の揺れが観測されたとき、または、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき、副市長は、災害警戒本部を設置する。 災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に警戒本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、危険がなくなったと副市長が認めたときは警戒本部を閉鎖するとともに、被害や避難者の状況に応じて適宜の体制に移行し、段階的に縮小・解除する。市長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。	主な連携先	消防団（災害対策）、奈良県																																																																																																							
担当部	本部事務局ほか各部																																																																																																																																												
実施内容	動員表（50 頁）の基準に基づき、動員を行い、震度階級に応じて自動的に配備につく。																																																																																																																																												
主な連携先	－																																																																																																																																												
担当部	本部事務局ほか各部																																																																																																																																												
実施内容	勤務時間外に、市域で震度 5 弱以上の揺れが観測されたとき、地震災害対策消防本部、緊急初動部からなる緊急初動体制を編成し、情報収集等の緊急初動活動を行う。 なお、緊急初動体制は、市長が不要と認めたとき、又は災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置したときなどに解除する。																																																																																																																																												
主な連携先	奈良県																																																																																																																																												
担当部	本部事務局ほか各部																																																																																																																																												
実施内容	市域で震度 5 弱の揺れが観測されたとき、副市長は、災害警戒本部を設置する。 災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に警戒本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、危険がなくなったと副市長が認めたときは警戒本部を閉鎖するとともに、被害や避難者の状況に応じて適宜の体制に移行し、段階的に縮小・解除する。市長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。																																																																																																																																												
主な連携先	消防団（災害対策）、奈良県																																																																																																																																												
担当部	本部事務局ほか各部																																																																																																																																												
実施内容	動員表（50 頁）の基準に基づき、動員を行い、震度階級に応じて自動的に配備につく。																																																																																																																																												
主な連携先	－																																																																																																																																												
担当部	本部事務局ほか各部																																																																																																																																												
実施内容	勤務時間外に、市域で震度 5 弱以上の揺れが観測されたとき、地震災害対策消防本部、緊急初動部からなる緊急初動体制を編成し、情報収集等の緊急初動活動を行う。 なお、緊急初動体制は、市長が不要と認めたとき、又は災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置したときなどに解除する。																																																																																																																																												
主な連携先	奈良県																																																																																																																																												
担当部	本部事務局ほか各部																																																																																																																																												
実施内容	市域で震度 5 弱の揺れが観測されたとき、または、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき、副市長は、災害警戒本部を設置する。 災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に警戒本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、危険がなくなったと副市長が認めたときは警戒本部を閉鎖するとともに、被害や避難者の状況に応じて適宜の体制に移行し、段階的に縮小・解除する。市長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。																																																																																																																																												
主な連携先	消防団（災害対策）、奈良県																																																																																																																																												

頁 行 目 等	修 正 前	修 正 後（案）	修 正 理 由																																																																
P 5 5 第 3 部 災害応急対策 計画 第 1 章 災害対応の体 制 第 2 節 地震災害配備 体制	<table><tr><th colspan="2">4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖</th></tr><tr><td>担当部</td><td>本部事務局ほか各部</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、災害対策本部を設置する。 災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。 また、災害対策の進捗あるいは被害の規模等に応じて適宜動員・組織編成を縮小し、災害対策が終了したときは、災害対策本部を閉鎖する。</td></tr><tr><td>主な連携先</td><td>消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、奈良県（リエゾン派遣等）</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖</th></tr><tr><td>担当部</td><td>教育部、避難所自動参集職員、施設管理者、自主防災会</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、施設の安全を確認したのち、全ての緊急避難場所を開放し、避難者を受入れる。 職員が不在のときは施設管理者が、職員及び施設管理者が不在のときは自主防災会が、施設の安全を確認したのち緊急避難場所を開放し、避難者を受入れる。 緊急避難場所の開放・運営は、「避難所運営マニュアル」を準用して行う。 指定緊急避難場所以外の施設に住民が避難した場合は、自主防災会と連携し併せてその状況も把握する。</td></tr><tr><td>主な連携先</td><td>奈良県</td></tr></table> 避難所を開設する場合については、第 4 章第 1 節第 1 項を参照 <table><tr><th colspan="2">6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖</th></tr><tr><td>担当部</td><td>教育部、避難所自動参集職員、自主防災会</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき又は当該地区において情報の収集、広報、市民相談等の災害応急対策を実施するため、市内の中学校に地区連絡所を開設する。 地区連絡所は、管内を対象に自主防災会の協力を得て、被害情報（生埋者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等の概数）の収集、避難所の開設と市民の避難誘導、市民に対する広報活動等の災害応急対策の実施にあたる。 なお、地区連絡所は、災害応急対策が概ね終了したと認められるとき、又は災害の発生のおそれが解消したときに閉鎖する。</td></tr><tr><td>主な連携先</td><td>各中学校（地区連絡所の開設・運営）、奈良県</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">7 救護所の開設・運営・閉鎖</th></tr><tr><td>担当部</td><td>医療福祉部、生駒市医師会</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、市内の中学校に救護所を開設する。 救護所では、原則として軽症患者に対する処置を行う。</td></tr><tr><td>主な連携先</td><td>郡山保健所、協定締結団体等（救護所の開設、医薬品の確保）</td></tr></table>	4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖		担当部	本部事務局ほか各部	実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、災害対策本部を設置する。 災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。 また、災害対策の進捗あるいは被害の規模等に応じて適宜動員・組織編成を縮小し、災害対策が終了したときは、災害対策本部を閉鎖する。	主な連携先	消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、奈良県（リエゾン派遣等）	5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖		担当部	教育部、避難所自動参集職員、施設管理者、自主防災会	実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、施設の安全を確認したのち、全ての緊急避難場所を開放し、避難者を受入れる。 職員が不在のときは施設管理者が、職員及び施設管理者が不在のときは自主防災会が、施設の安全を確認したのち緊急避難場所を開放し、避難者を受入れる。 緊急避難場所の開放・運営は、「避難所運営マニュアル」を準用して行う。 指定緊急避難場所以外の施設に住民が避難した場合は、自主防災会と連携し併せてその状況も把握する。	主な連携先	奈良県	6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖		担当部	教育部、避難所自動参集職員、自主防災会	実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき又は当該地区において情報の収集、広報、市民相談等の災害応急対策を実施するため、市内の中学校に地区連絡所を開設する。 地区連絡所は、管内を対象に自主防災会の協力を得て、被害情報（生埋者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等の概数）の収集、避難所の開設と市民の避難誘導、市民に対する広報活動等の災害応急対策の実施にあたる。 なお、地区連絡所は、災害応急対策が概ね終了したと認められるとき、又は災害の発生のおそれが解消したときに閉鎖する。	主な連携先	各中学校（地区連絡所の開設・運営）、奈良県	7 救護所の開設・運営・閉鎖		担当部	医療福祉部、生駒市医師会	実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、市内の中学校に救護所を開設する。 救護所では、原則として軽症患者に対する処置を行う。	主な連携先	郡山保健所、協定締結団体等（救護所の開設、医薬品の確保）	<table><tr><th colspan="2">4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖</th></tr><tr><td>担当部</td><td>本部事務局ほか各部</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、災害対策本部を設置する。 災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。 また、災害対策の進捗あるいは被害の規模等に応じて適宜動員・組織編成を縮小し、災害対策が終了したときは、災害対策本部を閉鎖する。</td></tr><tr><td>主な連携先</td><td>消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、奈良県（リエゾン派遣等）</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖</th></tr><tr><td>担当部</td><td>教育部、避難所自動参集職員、施設管理者、自主防災会</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、施設の安全を確認したのち、全ての緊急避難場所を開放し、避難者を受入れる。 南海トラフ臨時地震情報（警戒または注意）が発表されたときは、状況に応じて緊急避難場所の一部を解放して避難者を受け入れる。 職員が不在のときは施設管理者が、職員及び施設管理者が不在のときは自主防災会が、施設の安全を確認したのち緊急避難場所を開放し、避難者を受入れる。 緊急避難場所の開放・運営は、「避難所運営マニュアル」を準用して行う。 指定緊急避難場所以外の施設に住民が避難した場合は、自主防災会と連携し併せてその状況も把握する。</td></tr><tr><td>主な連携先</td><td>奈良県</td></tr></table> 避難所を開設する場合については、第 4 章第 1 節第 1 項を参照 <table><tr><th colspan="2">6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖</th></tr><tr><td>担当部</td><td>教育部、避難所自動参集職員、自主防災会</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき又は当該地区において情報の収集、広報、市民相談等の災害応急対策を実施するため、市内の中学校に地区連絡所を開設する。 地区連絡所は、管内を対象に自主防災会の協力を得て、被害情報（生埋者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等の概数）の収集、避難所の開設と市民の避難誘導、市民に対する広報活動等の災害応急対策の実施にあたる。 なお、地区連絡所は、災害応急対策が概ね終了したと認められるとき、又は災害の発生のおそれが解消したときに閉鎖する。</td></tr><tr><td>主な連携先</td><td>各中学校（地区連絡所の開設・運営）、奈良県</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">7 救護所の開設・運営・閉鎖</th></tr><tr><td>担当部</td><td>医療福祉部、生駒市医師会</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、市内の中学校に救護所を開設する。 救護所では、原則として軽症患者に対する処置を行う。</td></tr><tr><td>主な連携先</td><td>郡山保健所、協定締結団体等（救護所の開設、医薬品の確保）</td></tr></table>	4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖		担当部	本部事務局ほか各部	実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、災害対策本部を設置する。 災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。 また、災害対策の進捗あるいは被害の規模等に応じて適宜動員・組織編成を縮小し、災害対策が終了したときは、災害対策本部を閉鎖する。	主な連携先	消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、奈良県（リエゾン派遣等）	5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖		担当部	教育部、避難所自動参集職員、施設管理者、自主防災会	実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、施設の安全を確認したのち、全ての緊急避難場所を開放し、避難者を受入れる。 南海トラフ臨時地震情報（警戒または注意）が発表されたときは、状況に応じて緊急避難場所の一部を解放して避難者を受け入れる。 職員が不在のときは施設管理者が、職員及び施設管理者が不在のときは自主防災会が、施設の安全を確認したのち緊急避難場所を開放し、避難者を受入れる。 緊急避難場所の開放・運営は、「避難所運営マニュアル」を準用して行う。 指定緊急避難場所以外の施設に住民が避難した場合は、自主防災会と連携し併せてその状況も把握する。	主な連携先	奈良県	6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖		担当部	教育部、避難所自動参集職員、自主防災会	実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき又は当該地区において情報の収集、広報、市民相談等の災害応急対策を実施するため、市内の中学校に地区連絡所を開設する。 地区連絡所は、管内を対象に自主防災会の協力を得て、被害情報（生埋者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等の概数）の収集、避難所の開設と市民の避難誘導、市民に対する広報活動等の災害応急対策の実施にあたる。 なお、地区連絡所は、災害応急対策が概ね終了したと認められるとき、又は災害の発生のおそれが解消したときに閉鎖する。	主な連携先	各中学校（地区連絡所の開設・運営）、奈良県	7 救護所の開設・運営・閉鎖		担当部	医療福祉部、生駒市医師会	実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、市内の中学校に救護所を開設する。 救護所では、原則として軽症患者に対する処置を行う。	主な連携先	郡山保健所、協定締結団体等（救護所の開設、医薬品の確保）	南海トラフ地震臨時情報の追加
4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖																																																																			
担当部	本部事務局ほか各部																																																																		
実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、災害対策本部を設置する。 災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。 また、災害対策の進捗あるいは被害の規模等に応じて適宜動員・組織編成を縮小し、災害対策が終了したときは、災害対策本部を閉鎖する。																																																																		
主な連携先	消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、奈良県（リエゾン派遣等）																																																																		
5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖																																																																			
担当部	教育部、避難所自動参集職員、施設管理者、自主防災会																																																																		
実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、施設の安全を確認したのち、全ての緊急避難場所を開放し、避難者を受入れる。 職員が不在のときは施設管理者が、職員及び施設管理者が不在のときは自主防災会が、施設の安全を確認したのち緊急避難場所を開放し、避難者を受入れる。 緊急避難場所の開放・運営は、「避難所運営マニュアル」を準用して行う。 指定緊急避難場所以外の施設に住民が避難した場合は、自主防災会と連携し併せてその状況も把握する。																																																																		
主な連携先	奈良県																																																																		
6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖																																																																			
担当部	教育部、避難所自動参集職員、自主防災会																																																																		
実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき又は当該地区において情報の収集、広報、市民相談等の災害応急対策を実施するため、市内の中学校に地区連絡所を開設する。 地区連絡所は、管内を対象に自主防災会の協力を得て、被害情報（生埋者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等の概数）の収集、避難所の開設と市民の避難誘導、市民に対する広報活動等の災害応急対策の実施にあたる。 なお、地区連絡所は、災害応急対策が概ね終了したと認められるとき、又は災害の発生のおそれが解消したときに閉鎖する。																																																																		
主な連携先	各中学校（地区連絡所の開設・運営）、奈良県																																																																		
7 救護所の開設・運営・閉鎖																																																																			
担当部	医療福祉部、生駒市医師会																																																																		
実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、市内の中学校に救護所を開設する。 救護所では、原則として軽症患者に対する処置を行う。																																																																		
主な連携先	郡山保健所、協定締結団体等（救護所の開設、医薬品の確保）																																																																		
4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖																																																																			
担当部	本部事務局ほか各部																																																																		
実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、災害対策本部を設置する。 災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。 また、災害対策の進捗あるいは被害の規模等に応じて適宜動員・組織編成を縮小し、災害対策が終了したときは、災害対策本部を閉鎖する。																																																																		
主な連携先	消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、奈良県（リエゾン派遣等）																																																																		
5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖																																																																			
担当部	教育部、避難所自動参集職員、施設管理者、自主防災会																																																																		
実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、施設の安全を確認したのち、全ての緊急避難場所を開放し、避難者を受入れる。 南海トラフ臨時地震情報（警戒または注意）が発表されたときは、状況に応じて緊急避難場所の一部を解放して避難者を受け入れる。 職員が不在のときは施設管理者が、職員及び施設管理者が不在のときは自主防災会が、施設の安全を確認したのち緊急避難場所を開放し、避難者を受入れる。 緊急避難場所の開放・運営は、「避難所運営マニュアル」を準用して行う。 指定緊急避難場所以外の施設に住民が避難した場合は、自主防災会と連携し併せてその状況も把握する。																																																																		
主な連携先	奈良県																																																																		
6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖																																																																			
担当部	教育部、避難所自動参集職員、自主防災会																																																																		
実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき又は当該地区において情報の収集、広報、市民相談等の災害応急対策を実施するため、市内の中学校に地区連絡所を開設する。 地区連絡所は、管内を対象に自主防災会の協力を得て、被害情報（生埋者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等の概数）の収集、避難所の開設と市民の避難誘導、市民に対する広報活動等の災害応急対策の実施にあたる。 なお、地区連絡所は、災害応急対策が概ね終了したと認められるとき、又は災害の発生のおそれが解消したときに閉鎖する。																																																																		
主な連携先	各中学校（地区連絡所の開設・運営）、奈良県																																																																		
7 救護所の開設・運営・閉鎖																																																																			
担当部	医療福祉部、生駒市医師会																																																																		
実施内容	市域で震度 5 強以上の揺れが観測されたとき、市内の中学校に救護所を開設する。 救護所では、原則として軽症患者に対する処置を行う。																																																																		
主な連携先	郡山保健所、協定締結団体等（救護所の開設、医薬品の確保）																																																																		

頁 行 目 等	修 正 前	修 正 後（案）	修 正 理 由																																																																																																																						
P 7 7 第 3 部 災害応急対策 計画 第 4 章 生活を守るた めの対策 第 6 節 産業廃棄物の 処理及び清掃	第 6 節 廃棄物の処理及び清掃 災害時に大量に発生するごみやがれきを迅速に処理するため、処理施設の被害状況や復旧見込みを把握するほか、必要に応じて、仮置場や一時保管場所の設置等について検討し、処理体制を確立する。 また、上・下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握し、仮設トイレを速やかに確保するとともに、し尿処理の収集体制を確立する。 【各 項 の 業 務 実 施 時 期 の 目 安】 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="6">業 務 実 施 時 期 の 目 安</th></tr><tr><th>発災後～ 3 時間</th><th>3 時間～ 24 時間</th><th>24 時間～ 3 日</th><th>3 日～ 7 日</th><th>7 日～ 1 か月</th><th>1 か月～</th></tr><tr><td>1 災害廃棄物の処理</td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>2 生活ごみ・粗大ごみ等の処理</td><td></td><td></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>3 し尿処理</td><td></td><td></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="7">（参照） マニュアル編 第 4 章第 6 節 廃棄物の処理及び清掃</td></tr></table> 1 災害廃棄物の処理 <table><tr><td>担当部</td><td>土木部、救援衛生部</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>がれき等の発生量を把握し、災害廃棄物処理計画を作成する。 また、災害廃棄物処理計画にしたがい、災害廃棄物の仮置場を確保するとともに、最終処分までの処理ルートを確認する。 なお、災害対策基本法第 8 6 条の 5 に基づき、廃棄物処理の特例が適用されるときは、環境大臣の示す処理指針に基づき、被災建築物等の除去を実施する。 また、ペット等の遺体について、土地又は建物の占有者又は管理者が自らの責任で処理できないときや路上に放置されているときには、収集し、処理する。</td></tr><tr><td>主な連携先</td><td>県（応援調整）、協定締結団体等（仮置場、被災建築物の除去）</td></tr></table> ※市のみで対応できないときは、県及び協定締結自治体に応援を要請する。 2 生活ごみ・粗大ごみ等の処理 <table><tr><td>担当部</td><td>救援衛生部</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>ごみ処理施設（清掃リレーセンター、清掃センター）の被害状況と稼働見込みを把握するとともに、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。 また、一般廃棄物収集等委託業者と調整し、効果的に現有運搬車両及び人員を投入し、迅速な収集を行い、稼働するごみ処理施設へ搬送して処理を行う。</td></tr><tr><td>主な連携先</td><td>委託業者（ごみの収集・運搬）、県（協定に基づく応援）</td></tr></table> ※市のみで対応できないときは、県及び協定締結自治体に応援を要請する。 3 し尿処理 <table><tr><td>担当部</td><td>救援衛生部</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>エコパーク 2 1 の被害状況と稼働見込みを把握し、ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案して、避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量を把握するとともに、必要な仮設トイレを確保する。 また、委託業者と調整し、効果的にし尿収集車両及び人員を投入し、迅速なし尿収集を行い、エコパーク 2 1 等処理施設へ搬送して処理を行う。</td></tr><tr><td>主な連携先</td><td>委託業者（し尿の収集・運搬）、県（広域応援調整）</td></tr></table> ※市のみで対応できないときは、県及び協定締結自治体に応援を要請する。		業 務 実 施 時 期 の 目 安						発災後～ 3 時間	3 時間～ 24 時間	24 時間～ 3 日	3 日～ 7 日	7 日～ 1 か月	1 か月～	1 災害廃棄物の処理							2 生活ごみ・粗大ごみ等の処理							3 し尿処理							（参照） マニュアル編 第 4 章第 6 節 廃棄物の処理及び清掃							担当部	土木部、救援衛生部	実施内容	がれき等の発生量を把握し、災害廃棄物処理計画を作成する。 また、災害廃棄物処理計画にしたがい、災害廃棄物の仮置場を確保するとともに、最終処分までの処理ルートを確認する。 なお、災害対策基本法第 8 6 条の 5 に基づき、廃棄物処理の特例が適用されるときは、環境大臣の示す処理指針に基づき、被災建築物等の除去を実施する。 また、ペット等の遺体について、土地又は建物の占有者又は管理者が自らの責任で処理できないときや路上に放置されているときには、収集し、処理する。	主な連携先	県（応援調整）、協定締結団体等（仮置場、被災建築物の除去）	担当部	救援衛生部	実施内容	ごみ処理施設（清掃リレーセンター、清掃センター）の被害状況と稼働見込みを把握するとともに、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。 また、一般廃棄物収集等委託業者と調整し、効果的に現有運搬車両及び人員を投入し、迅速な収集を行い、稼働するごみ処理施設へ搬送して処理を行う。	主な連携先	委託業者（ごみの収集・運搬）、県（協定に基づく応援）	担当部	救援衛生部	実施内容	エコパーク 2 1 の被害状況と稼働見込みを把握し、ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案して、避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量を把握するとともに、必要な仮設トイレを確保する。 また、委託業者と調整し、効果的にし尿収集車両及び人員を投入し、迅速なし尿収集を行い、エコパーク 2 1 等処理施設へ搬送して処理を行う。	主な連携先	委託業者（し尿の収集・運搬）、県（広域応援調整）	第 6 節 廃棄物の処理及び清掃 災害時に大量に発生するごみやがれきを迅速に処理するため、処理施設の被害状況や復旧見込みを把握するほか、必要に応じて、仮置場や一時保管場所の設置等について検討し、処理体制を確立する。 また、上・下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握し、仮設トイレを速やかに確保するとともに、し尿処理の収集体制を確立する。 【各 項 の 業 務 実 施 時 期 の 目 安】 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="6">業 務 実 施 時 期 の 目 安</th></tr><tr><th>発災後～ 3 時間</th><th>3 時間～ 24 時間</th><th>24 時間～ 3 日</th><th>3 日～ 7 日</th><th>7 日～ 1 か月</th><th>1 か月～</th></tr><tr><td>1 災害廃棄物の処理</td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>2 生活ごみ・粗大ごみ等の処理</td><td></td><td></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>3 し尿処理</td><td></td><td></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="7">（参照） マニュアル編 第 4 章第 6 節 廃棄物の処理及び清掃 関連計画集Ⅷ 生駒市災害廃棄物処理計画</td></tr></table> 1 災害廃棄物の処理 <table><tr><td>担当部</td><td>土木部、救援衛生部</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>がれき等の発生量を把握し、災害廃棄物処理計画を作成する。 また、災害廃棄物処理計画にしたがい、災害廃棄物の仮置場を確保するとともに、最終処分までの処理ルートを確認する。 なお、災害対策基本法第 8 6 条の 5 に基づき、廃棄物処理の特例が適用されるときは、環境大臣の示す処理指針に基づき、被災建築物等の除去を実施する。 また、ペット等の遺体について、土地又は建物の占有者又は管理者が自らの責任で処理できないときや路上に放置されているときには、収集し、処理する。</td></tr><tr><td>主な連携先</td><td>県（応援調整）、協定締結団体等（仮置場、被災建築物の除去）</td></tr></table> ※市のみで対応できないときは、県及び協定締結自治体に応援を要請する。 2 生活ごみ・粗大ごみ等の処理 <table><tr><td>担当部</td><td>救援衛生部</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>ごみ処理施設（清掃リレーセンター、清掃センター）の被害状況と稼働見込みを把握するとともに、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。 また、一般廃棄物収集等委託業者と調整し、効果的に現有運搬車両及び人員を投入し、迅速な収集を行い、稼働するごみ処理施設へ搬送して処理を行う。</td></tr><tr><td>主な連携先</td><td>委託業者（ごみの収集・運搬）、県（協定に基づく応援）</td></tr></table> ※市のみで対応できないときは、県及び協定締結自治体に応援を要請する。 3 し尿処理 <table><tr><td>担当部</td><td>救援衛生部</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>エコパーク 2 1 の被害状況と稼働見込みを把握し、ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案して、避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量を把握するとともに、必要な仮設トイレを確保する。 また、委託業者と調整し、効果的にし尿収集車両及び人員を投入し、迅速なし尿収集を行い、エコパーク 2 1 等処理施設へ搬送して処理を行う。</td></tr><tr><td>主な連携先</td><td>委託業者（し尿の収集・運搬）、県（広域応援調整）</td></tr></table> ※市のみで対応できないときは、県及び協定締結自治体に応援を要請する。		業 務 実 施 時 期 の 目 安						発災後～ 3 時間	3 時間～ 24 時間	24 時間～ 3 日	3 日～ 7 日	7 日～ 1 か月	1 か月～	1 災害廃棄物の処理							2 生活ごみ・粗大ごみ等の処理							3 し尿処理							（参照） マニュアル編 第 4 章第 6 節 廃棄物の処理及び清掃 関連計画集Ⅷ 生駒市災害廃棄物処理計画							担当部	土木部、救援衛生部	実施内容	がれき等の発生量を把握し、災害廃棄物処理計画を作成する。 また、災害廃棄物処理計画にしたがい、災害廃棄物の仮置場を確保するとともに、最終処分までの処理ルートを確認する。 なお、災害対策基本法第 8 6 条の 5 に基づき、廃棄物処理の特例が適用されるときは、環境大臣の示す処理指針に基づき、被災建築物等の除去を実施する。 また、ペット等の遺体について、土地又は建物の占有者又は管理者が自らの責任で処理できないときや路上に放置されているときには、収集し、処理する。	主な連携先	県（応援調整）、協定締結団体等（仮置場、被災建築物の除去）	担当部	救援衛生部	実施内容	ごみ処理施設（清掃リレーセンター、清掃センター）の被害状況と稼働見込みを把握するとともに、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。 また、一般廃棄物収集等委託業者と調整し、効果的に現有運搬車両及び人員を投入し、迅速な収集を行い、稼働するごみ処理施設へ搬送して処理を行う。	主な連携先	委託業者（ごみの収集・運搬）、県（協定に基づく応援）	担当部	救援衛生部	実施内容	エコパーク 2 1 の被害状況と稼働見込みを把握し、ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案して、避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量を把握するとともに、必要な仮設トイレを確保する。 また、委託業者と調整し、効果的にし尿収集車両及び人員を投入し、迅速なし尿収集を行い、エコパーク 2 1 等処理施設へ搬送して処理を行う。	主な連携先	委託業者（し尿の収集・運搬）、県（広域応援調整）	計画の策定
	業 務 実 施 時 期 の 目 安																																																																																																																								
	発災後～ 3 時間	3 時間～ 24 時間	24 時間～ 3 日	3 日～ 7 日	7 日～ 1 か月	1 か月～																																																																																																																			
1 災害廃棄物の処理																																																																																																																									
2 生活ごみ・粗大ごみ等の処理																																																																																																																									
3 し尿処理																																																																																																																									
（参照） マニュアル編 第 4 章第 6 節 廃棄物の処理及び清掃																																																																																																																									
担当部	土木部、救援衛生部																																																																																																																								
実施内容	がれき等の発生量を把握し、災害廃棄物処理計画を作成する。 また、災害廃棄物処理計画にしたがい、災害廃棄物の仮置場を確保するとともに、最終処分までの処理ルートを確認する。 なお、災害対策基本法第 8 6 条の 5 に基づき、廃棄物処理の特例が適用されるときは、環境大臣の示す処理指針に基づき、被災建築物等の除去を実施する。 また、ペット等の遺体について、土地又は建物の占有者又は管理者が自らの責任で処理できないときや路上に放置されているときには、収集し、処理する。																																																																																																																								
主な連携先	県（応援調整）、協定締結団体等（仮置場、被災建築物の除去）																																																																																																																								
担当部	救援衛生部																																																																																																																								
実施内容	ごみ処理施設（清掃リレーセンター、清掃センター）の被害状況と稼働見込みを把握するとともに、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。 また、一般廃棄物収集等委託業者と調整し、効果的に現有運搬車両及び人員を投入し、迅速な収集を行い、稼働するごみ処理施設へ搬送して処理を行う。																																																																																																																								
主な連携先	委託業者（ごみの収集・運搬）、県（協定に基づく応援）																																																																																																																								
担当部	救援衛生部																																																																																																																								
実施内容	エコパーク 2 1 の被害状況と稼働見込みを把握し、ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案して、避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量を把握するとともに、必要な仮設トイレを確保する。 また、委託業者と調整し、効果的にし尿収集車両及び人員を投入し、迅速なし尿収集を行い、エコパーク 2 1 等処理施設へ搬送して処理を行う。																																																																																																																								
主な連携先	委託業者（し尿の収集・運搬）、県（広域応援調整）																																																																																																																								
	業 務 実 施 時 期 の 目 安																																																																																																																								
	発災後～ 3 時間	3 時間～ 24 時間	24 時間～ 3 日	3 日～ 7 日	7 日～ 1 か月	1 か月～																																																																																																																			
1 災害廃棄物の処理																																																																																																																									
2 生活ごみ・粗大ごみ等の処理																																																																																																																									
3 し尿処理																																																																																																																									
（参照） マニュアル編 第 4 章第 6 節 廃棄物の処理及び清掃 関連計画集Ⅷ 生駒市災害廃棄物処理計画																																																																																																																									
担当部	土木部、救援衛生部																																																																																																																								
実施内容	がれき等の発生量を把握し、災害廃棄物処理計画を作成する。 また、災害廃棄物処理計画にしたがい、災害廃棄物の仮置場を確保するとともに、最終処分までの処理ルートを確認する。 なお、災害対策基本法第 8 6 条の 5 に基づき、廃棄物処理の特例が適用されるときは、環境大臣の示す処理指針に基づき、被災建築物等の除去を実施する。 また、ペット等の遺体について、土地又は建物の占有者又は管理者が自らの責任で処理できないときや路上に放置されているときには、収集し、処理する。																																																																																																																								
主な連携先	県（応援調整）、協定締結団体等（仮置場、被災建築物の除去）																																																																																																																								
担当部	救援衛生部																																																																																																																								
実施内容	ごみ処理施設（清掃リレーセンター、清掃センター）の被害状況と稼働見込みを把握するとともに、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。 また、一般廃棄物収集等委託業者と調整し、効果的に現有運搬車両及び人員を投入し、迅速な収集を行い、稼働するごみ処理施設へ搬送して処理を行う。																																																																																																																								
主な連携先	委託業者（ごみの収集・運搬）、県（協定に基づく応援）																																																																																																																								
担当部	救援衛生部																																																																																																																								
実施内容	エコパーク 2 1 の被害状況と稼働見込みを把握し、ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案して、避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量を把握するとともに、必要な仮設トイレを確保する。 また、委託業者と調整し、効果的にし尿収集車両及び人員を投入し、迅速なし尿収集を行い、エコパーク 2 1 等処理施設へ搬送して処理を行う。																																																																																																																								
主な連携先	委託業者（し尿の収集・運搬）、県（広域応援調整）																																																																																																																								